令和　８年（ケ）第　　１６号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１３日
高知地方裁判所民事部
裁判所書記官　眞　鍋　友　佑

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　７日　午前　９時００分から 令和　８年１２月１４日　午後　４時３０分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１６日　午前１０時００分 高知地方裁判所競売室
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　６日　午前　９時３０分 高知地方裁判所民事部
特別売却実施期間	令和　８年１２月１７日　午前　９時００分から 令和　８年１２月１８日　午後　４時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを　令和８年１１月１３日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお，上記期間入札において買受申出がないときは，特別売却に付します。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 350, 000 1, 880, 000	一括	470, 000	44, 995	0
1	1, 550, 000				
2	800, 000				
備考					

令和　8年（ケ）第　　16号

物　件　目　録

1　所　　在　　高知市鵜来巣

　　地　　番　　１４９５番５

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　６６．１１平方メートル

2　所　　在　　高知市鵜来巣　１４９５番地５

　　家屋　番号　　１４９５番５

　　種　　類　　店舗

　　構　　造　　木造鋼板ぶき平家建

　　床　面　積　　２６．５０平方メートル

　　（現況）

　　種　　類　　倉庫

令和　8年（ケ）第　　16号

物　件　明　細　書

令和　8年　9月29日
高知地方裁判所民事部
裁判所書記官　椎　野　真　規　子

1　不動産の表示　　別紙物件目録記載のとおり
【物件番号1，2】

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1，2】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
（このほか，ＢＩＴのお知らせメニューにも登載されています。）

令和　８年（ケ）第　　１６号

物　件　目　録

１　所　　在　　高知市鵜来巣

　　地　　番　　１４９５番５

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　６６．１１平方メートル

　　所有者　Ａ

２　所　　在　　高知市鵜来巣　１４９５番地５

　　家屋　番号　　１４９５番５

　　種　　類　　店舗

　　構　　造　　木造鋼板ぶき平家建

　　床　面　積　　２６．５０平方メートル

　　（現況）

　　種　　類　　倉庫

　　所有者　Ｂ

令和　８年（ケ）第　１６号
令和　８年　６月１８日受理
令和　８年　８月２０日提出

現 況 調 査 報 告 書

（物件１、２）

高知地方裁判所

執行官　　楠　本　賢　志

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ケ）第　　16号

物　件　目　録

1　所　　在　　高知市鵜来巣

　　地　　番　　１４９５番５

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　６６．１１平方メートル

　　所有者　A

2　所　　在　　高知市鵜来巣　１４９５番地５

　　家屋　番号　　１４９５番５

　　種　　類　　店舗

　　構　　造　　木造鋼板ぶき平家建

　　床　面　積　　２６．５０平方メートル

　　所有者　B

（１枚目）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１）□公衆用道路（物件　　）□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	□土地所有者　■その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ■「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件２
種類，構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる（■主たる建物　□附属建物） ■種　類：倉庫 □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある ┬ 種　類： 　　構　造： 　　└ 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者 上記の者が本建物を倉庫として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある ┌　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 　　└ 保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原（物件１関係）

占有範囲	■全部　□
占有者	■債務者兼物件２の建物所有者　□
占有状況	■敷地　□駐車場　□ □居宅　□事務所　□店舗　□倉庫　□

■関係人（■Ｂ（占有者）□　　（　　））の陳述／□提示文書（　　）の要旨

占有権原		□賃借権　■使用借権　□
占有開始時期		平成２７年　２月２３日
最初の契約等	契約日	平成２７年　２月２３日
	期間	平成２７年　２月２３日から□　　年　　月　　日まで　　年間 ■期間の定めなし
更新の種別		□合意更新　□自動更新　□法定更新
現在の契約等	期間	年　　月　　日から　□　　年　　月　　日まで　　年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者　□その他の者（　　）
	借主	■占有者　□その他の者（　　）
賃料・支払時期等		毎　　金　　円（毎　　限り　　分支払） □前払（　　分　　円） □相殺（　　分　　円）
敷金・保証金		□ない　□ある（□敷金　　円　□保証金　　円）
特約等		□譲渡・転貸を認める　□
その他		

執行官の意見	■上記のとおり　■下記のとおり　□「執行官の意見」のとおり

■上記について契約書は確認できない。関係人の陳述に基づいて上記のとおり認めた。
■占有開始時期等については、物件２の建物の登記記録上の新築年月日を記載した。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳　述　者 （当事者等との関係）	陳　述　内　容　等
■Ｂ（債務者兼物件２の建物所有者）	１　物件２の建物を、倉庫として使用しています。同建物は、元々、店舗として建てられました。 ２　物件１の土地の境界に争いはありません。 ３　物件１の土地を物件２の建物の敷地として利用することについて、私と土地所有者Ａは親子の関係なので、賃料等の授受はありませんし、利用料等を請求されたこともありません。ですので、占有権原は使用借になると思います。 ４　物件２の建物の入口にあった扉は取り外しました。床はコンクリートです。電気は引いていますが、水道は引いていません。 ５　物件２の建物に雨漏りやシロアリ被害はありません。 以　上

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

■

1　本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から２枚目及び３枚目記載のとおり認めた。
2　本件不動産の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付の写真のとおりである。
3　物件１の土地は、物件２の建物の敷地として使用されている。同土地の範囲は、現況上、東側市道との境界を除き判然としない。なお、法務局には同土地の地積測量図が備え付けられている。
4　高知市役所での調査によると、物件１の土地は、都市計画区域内の市街化区域に位置し、同土地の東側に接面している道路は市道（建築基準法上の道路）である。
5　高知市上下水道局での調査によると、上記市道に高知市の上水道が整備されているが、物件２の建物には接続されていない。また、物件１の土地周辺に公共下水道が整備されているが、物件２の建物には接続されていない。
6　物件１の土地一面及び物件２の建物内部には、大量の動産類が山積みされており、足の踏み場もない状態で、物件１の土地及び物件２の建物内に入ることができなかった。そのため、物件２の建物の床や内部の状態を確認することができなかった。
7　物件２の建物について、雨漏りやシロアリ被害の有無は不明である。
8　関係人は、売却後の動産類の撤去等義務について受け入れていたが、本件不動産内には大量の動産類があることから、買受人は、動産類の撤去等費用の負担を余儀なくされる可能性があることに留意を要する。

以　上

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和８年６月29日(月) 14：50－15：10	高知地方法務局	公図公簿等調査
令和８年６月29日(月) 15：40－16：00	高知市上下水道局	上下水道整備状況調査
令和８年６月30日(火) 10：50－11：00	高知地方法務局	公図公簿等調査
令和８年７月１日（水） 15：25－16：00	物件所在地及び 債務者宅	接道外観等調査（写真撮影）、占有関係等調査（Ｂと面談）
令和８年７月16日(木) 9：50－10：00	高知市上下水道局	上下水道整備状況調査
令和８年７月22日(水) 18：30－18：45	債務者宅	占有関係等調査（不在、文書差置）
令和８年７月23日(木) 13：00－13：15	高知市役所	公法上の規制等調査
令和８年７月27日(月) 9：30－11：00	物件所在地	立入調査（写真撮影、Ｂ立会）
令和　年　月　日（　） ：　－　：		

（特記事項）

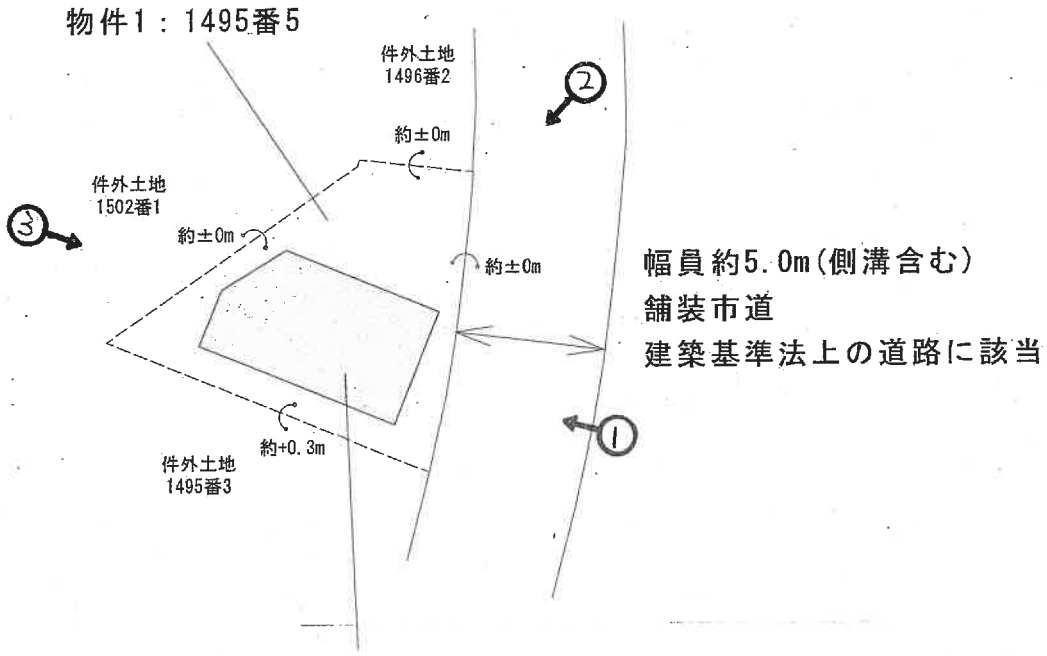
□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行させて臨場した。

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていたので，立会人　　を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり



物件2：家屋番号1495番5

------ 境界不明

※当土地建物位置関係図は、法務局備え付けの公図・建物図面写等を参考にして作成した、目的物件の概略の配置を図示した概略図である。

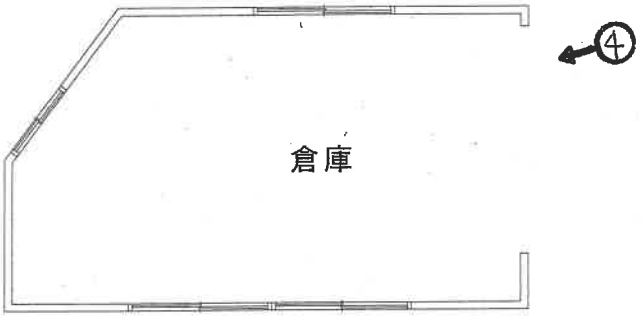
N

S≒1/250

(写真撮影方向)

土地建物位置関係図

物件2：家屋番号1495番5



※本建物間取図は、敷地内および建物内部への立ち入りが不能であったため、敷地外からの外観目視観察および法務局備え付けの建物図面等をもとに、推測して作成した参考概略図である。現況とは異なる場合がある。



S≒1/100

建物間取図

1



本件不動産の状況

2



本件不動産の状況

3



本件不動産の状況

4



物件２の建物内部の状況

令和8年　（ケ）　16　号
令和8年　07月27日　現地調査
令和8年　08月16日　評　価

高知地方裁判所　御中

評　価　書

（物件１・２）

評価人　不動産鑑定士

中　村　　健

第１　評価額

一　括　価　格	
金　　2,350,000円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金　　1,550,000円
物件２（建物）	金　　800,000円

１　一括価格は、物件１・２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１土地の内訳価格は物件２建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２建物の内訳価格は物件１土地に係る土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	高知市鵜来巣 1495番5 宅地 66.11㎡	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	高知市鵜来巣1495番地5 1495番5 店舗 木造鋼板ぶき平家建 1　階　　26.50㎡	倉庫

番号	特記事項
1	①物件１土地は、物件２建物の敷地として利用されている。 ②物件１の範囲は現況上、東方市道との境界を除き判然としない。 ③物件１土地上には、塀、柵等の外構が存する可能性を有するが、独立した市場価値は有しないものと判断した。 ④物件１土地について、法務局に備え付けられている公図は法１４条地図ではなく、地図に準ずる図面である。また、法務局に地積測量図（登記年月日昭和60年5月17日）が備え付けられている。
2	①物件２建物の種類、構造、床面積については、多量の動産類の存置により敷地内および建物内部への立ち入り調査が不能であったため、公道からの外観目視調査にとどめた。法務局備え付けの全部事項証明書、建物図面及び各階平面図と外観から把握可能な範囲で照合した限りにおいて、入口の扉を欠いていること以外は、特段の不整合は認められず、外観上はこれら確認資料とおおむね整合しているものと推認した。

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１）

位置・交通	ＪＲ土讃線「朝倉」駅の南方約1.2km（道路距離） 「国立病院前」バス停の南東方約80m（道路距離）	
付近の状況	共同住宅や戸建住宅が見られる住宅地域	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第一種中高層住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	建築基準法第22条指定区域
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模	66.11㎡　（登記数量）
	形状	やや不整形
	間口×奥行	約9.6m　×　約11.5m
	接面道路との関係	中間画地 東側市道と概ね等高に接面
接面道路の状況	東　：幅員約5.0mの舗装市道（建築基準法上の道路）	
土地の利用状況等	利用現況：物件２建物の敷地として利用されている。 隣接地の状況：【北側】　駐車場 【東側】　市道 【南側】　公園 【西側】　駐車場	
供給処理施設	上水道　あり　（特記事項参照） ガス配管　なし　（特記事項参照） 下水道　なし　（特記事項参照） （注）　供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特記事項	①高知市上下水道局に照会した結果は以下のとおり。【1】上水道について東側の市道に高知市管理の上水道が整備されているが、物件１土地内へ引き込みはない。【2】下水道について前面道路に下水道本管が敷設されていない。 ②土壌汚染の可能性について調査するため、高知市環境部環境保全課に照会したところ、土壌汚染対策法第３条にかかる手続きの履歴の有無、その他土壌汚染関連法令に係る届出等はないとの回答を得た。加えて土地閉鎖登記簿、一部の年代の過去の住宅地図の閲覧も行ったが、調査した範囲では物件１について土壌汚染の端緒は発見されなかった。なお、評価に当たって土壌汚染調査等を行っていないため、当該要因の有無を確定するためには、別途専門家による土壌汚染調査等を行う必要があることに注意を要する。 ③高知市民権・文化財課に照会したところ、物件１土地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。 ④高知県危機管理部南海トラフ地震対策課が公開している津波災害警戒区域位置図及び区域図によると物件１土地は津波災害警戒区域に該当していない。 ⑤敷地全面に多量の動産類が集積・放置されており、敷地内への立ち入りが不能であったため、やむを得ず公道等からの外観目視調査にとどまった。地表面については陥没等の有無を直接確認できていないほか、動産類が隣接地に越境している可能性がある。

2　建物の概況及び利用状況（物件２）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成27年2月23日新築 経過年数：約11年 経済的残存耐用年数：約19年
仕　　様	構　造：木造平家建 屋　根：鋼板ぶき 外　壁：金属系サイディング 内　壁：不　詳 天　井：石膏ボード 床　：不　詳 設　備：不　詳 その他：特になし
床面積（現況）	1階：26.50㎡　（登記床面積） 延　26.50㎡
現況用途等	階　層：１階建 用　途：倉庫 間取り：（別紙間取図のとおり）
品　　等	普　通
保守管理の状態	劣　る
建物の利用状況	現況調査報告書参照
特記事項	①高知市都市建設部建築指導課の建築確認台帳によると、物件２建物について新築時に建築確認済証の交付を受けているが、検査済証の交付は受けていない。 ②建物内部に多量の動産類が集積しており、安全上の観点および物理的障害により内部立ち入り・調査が不能であったため、一部の壁面や床面全体の状態、建具や建物設備の有無及び状態については直接目視で確認することができなかった。なお、調査時点において扉については撤去されており、常時開放状態であった。 ③雨漏りやシロアリ被害の有無は不明である。 ④買受人は物件２建物内外に存する動産類の撤去等費用の負担を余儀なくされる可能性があることに留意を要する（現況調査報告書参照）。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格（物件１）

物件１土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格（円／㎡） ア	個別格差 イ	地積（㎡） ウ	建付減価 エ	市場性修正 オ	建付地価格（円）（万円未満四捨五入） ア×イ×ウ×エ×オ≒カ
1	65,200	0.98	66.11	0.80	1.00	3,380,000

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示　　高知-12

価格		時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
69,600円／㎡	×	100.4	／100	× 100	／104	× 100	／103	≒ 65,200円／㎡

◇ 時点修正：…… 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：…… 方位を考慮した。

◇ 地域格差：…… 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考慮した。

イ　個別格差：…… 形状を考慮した。

ウ　地積：…… 登記数量による。

エ　建付減価：…… 土地・建物一体の不動産として、中古建物が存することにより土地が受ける減価、倉庫敷地であることにより需要者が限定的である点等を考慮した。

オ　市場性修正：…… 1.00

（２）建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価（円／㎡） ア	現況延床面積（㎡） イ	現価率 ウ	市場性修正 エ	建物価格（円）（万円未満四捨五入） ア×イ×ウ×エ≒オ
2	140,000	26.50	0.33	1.00	1,220,000

イ　現況延床面積：…… 登記数量による。

エ　市場性修正：…… 1.00

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

（1）土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ≒ウ
1	3,380,000	0.10	敷地占有利益	340,000

（2）内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ≒カ
1	3,380,000	－ 340,000		0.85	0.60	1,550,000
2	1,220,000	＋ 340,000		0.85	0.60	800,000
一括価格（合計）						2,350,000

ウ　占有減価修正：…… 考慮不要

エ　市場性修正：…… 現況未確認に伴う不確実性及び著しく多量の動産類が存することに伴う過大な費用負担リスク等の市場性減退要因を考慮した。

オ　競売市場修正：…… 「第２　評価の条件」記載の競売市場の特殊性を考慮した。

第６ 参考価格資料

１ 地価公示標準地 高知-12

所　　在 ： 高知県高知市若草町１５５２番１３外
価　　格 ： 69,600円／㎡
位　　置 ： ＪＲ土讃線 朝倉駅の南方約1.2ｋｍ
看護学院前バス停まで約280m
価格時点 ： 令和8年1月1日
地　　積 ： 137㎡
供給処理施設 ： ガス・水道・下水
接面街路 ： 南6.3m市道
用途指定等 ： 市街化区域 第一種中高層住居専用地域
（建蔽率60%、容積率200%）
地域の概要 ： 中小規模一般住宅が多い住宅地域

２ 固定資産税評価額（令和8年度）

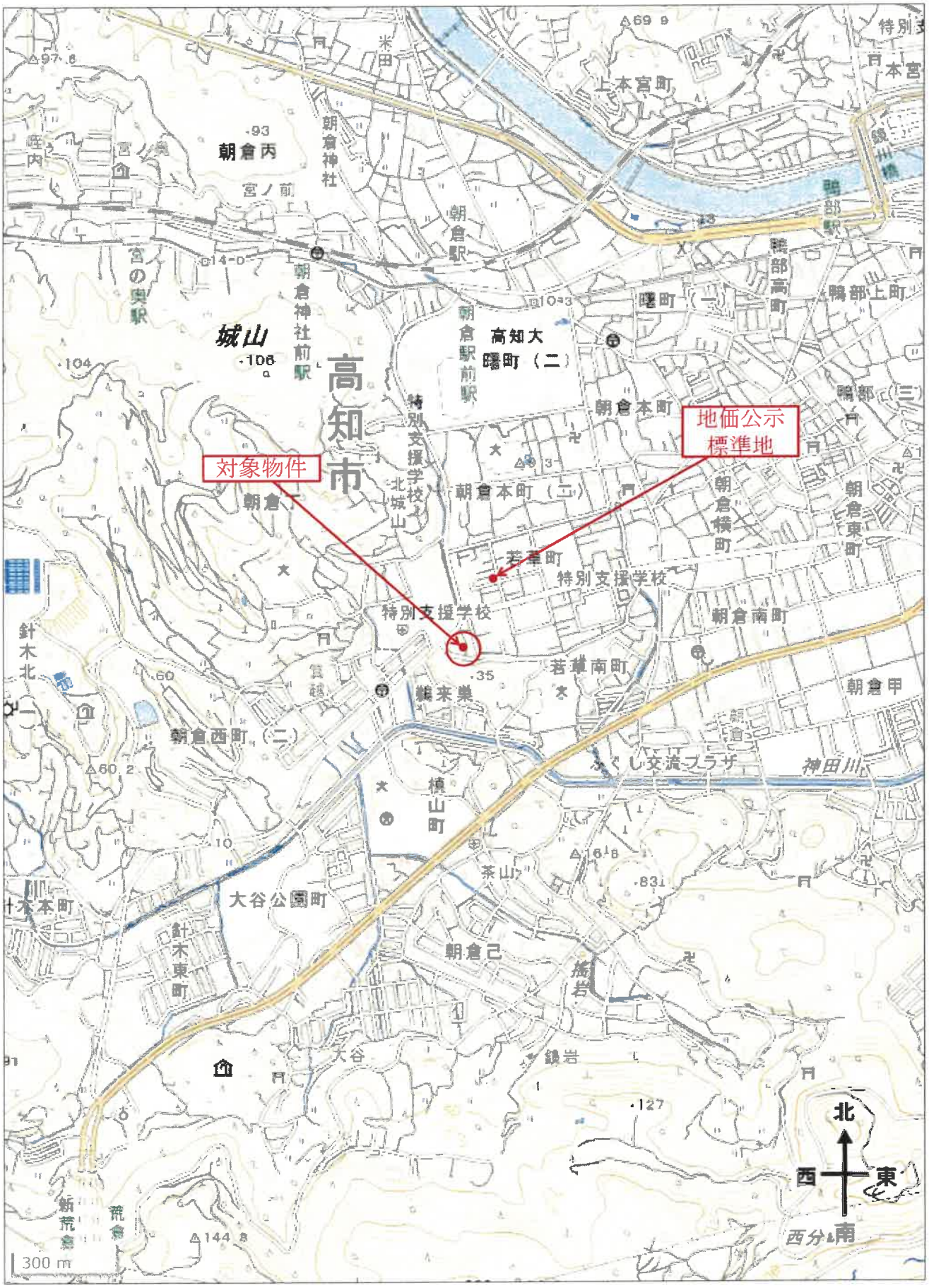
物件１土地 ： 2,869,170円
物件２建物 ： 991,300円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。
決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第７ 附属資料の表示

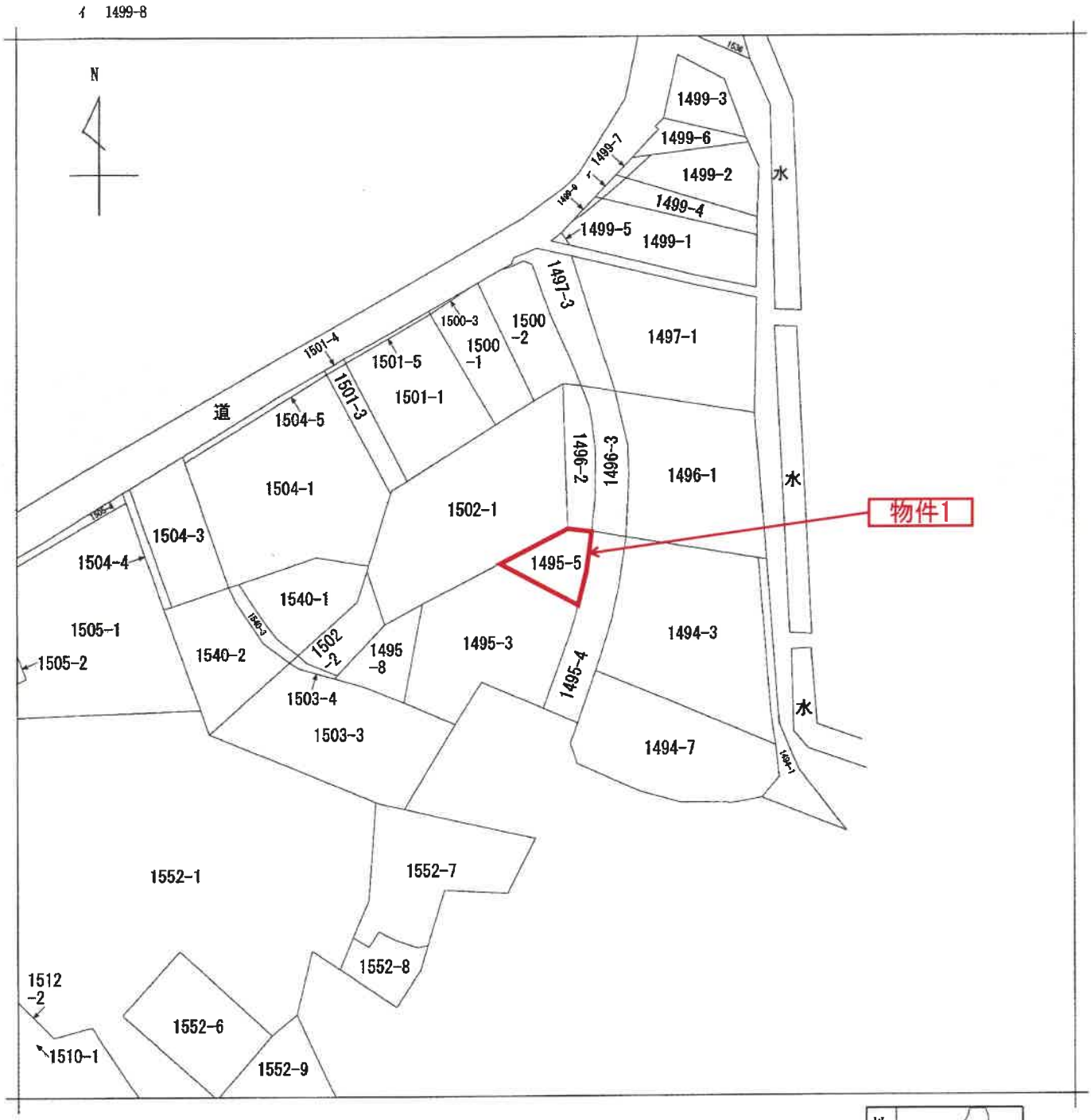
１ 所在位置略図
２ 公図写
３ 地積測量図写
４ 建物図面・各階平面図写
５ 土地建物位置関係図
６ 建物間取図

地理院地図
GSI Maps



※地理院タイル（国土地理院）を加工して作成

所在位置略図



(注) 地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	高知市鵜来巣			地番	1495番5			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和48年2月5日			備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年6月30日
高知地方法務局
登記官

請求番号：2-1
(1/1)

公　図　写

(A3をA4に縮小)

公用

登記年月日：昭和60年5月17日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年6月30日　高知地方法務局　登記官

地積測量図写

（A3をA4に縮小）

11

調求番号：2-2

物件1関係分

228228

T55855

地番	0 1495-3 1495-5	地積測量図
土地の所在	高知市 ~~朝倉ウルス土居代~~	

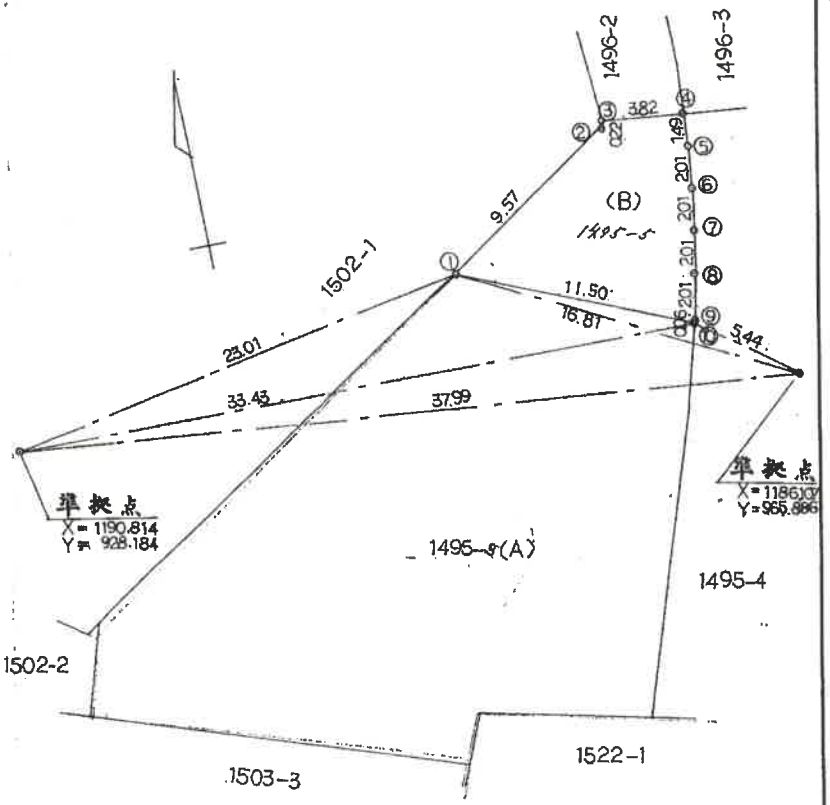
附録第八号

求積（B）1495-5

No	X	Y	X(Yn-1−Yn+1)
1	1193.903	950.986	3099.372188
2	1199.145	958.997	-9709.477065
3	1199.349	959.083	-4669.065657
4	1198.984	962.890	-4468.613368
5	1197.492	962.810	310.150428
6	1195.481	962.631	527.207121
7	1193.479	962.369	720.861316
8	1191.489	962.027	911.489085
9	1189.515	961.604	516.24961
10	1189.451	961.593	12629.570718

倍面積　－132.235724
面積　66.117862

求積（A）1495-3
657.618885 − 66.117862 = 591.501023㎡


1495-2
1495-3
(B)
1495-5
9.57
1502-1
11.50
16.81
5.44
23.01
33.43
37.99
3.82
1.49
2.01
2.01
2.01

公用

登記年月日：平成27年3月2日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

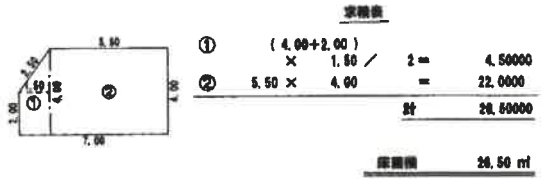
令和8年6月30日　高知地方法務局　登記官

J №.13622

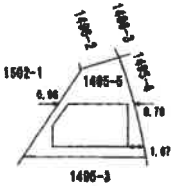
各階平面図

家屋番号	1495番5
土地の所在	高知市鵜来巣1495番地5

建物図面







作製者	[redacted]	縮尺	1/250

【報告書No. 1500071】

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

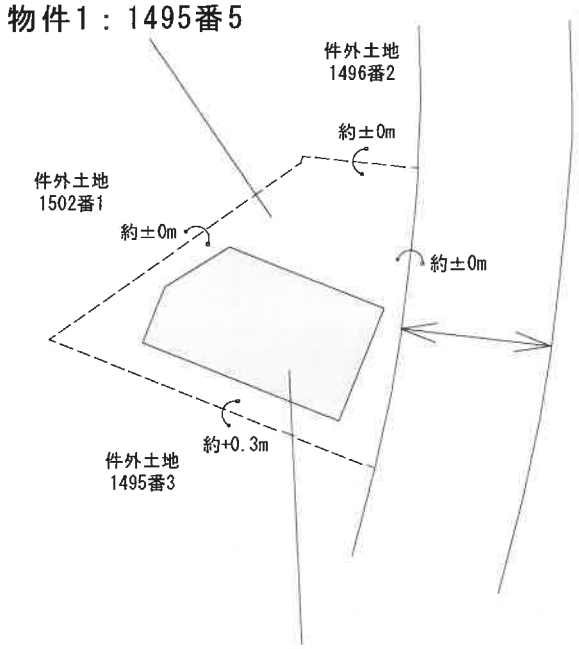
物件2関係分

建物図面写
各階平面図写

（A3をA4に縮小）

請求番号：2-3

物件1：1495番5



幅員約5.0m(側溝含む)
舗装市道
建築基準法上の道路に該当

物件2：家屋番号1495番5

------ 境界不明

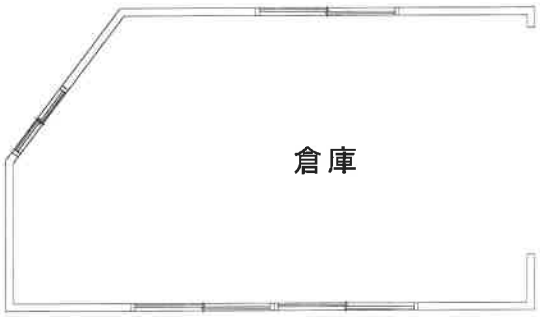
※当土地建物位置関係図は、法務局備え付けの公図・建物図面写等を参考にして
作成した、目的物件の概略の配置を図示した概略図である。

N

S≒1/250

土地建物位置関係図

物件2：家屋番号1495番5



※本建物間取図は、敷地内および建物内部への立ち入りが不能であったため、
敷地外からの外観目視観察および法務局備え付けの建物図面等をもとに、
推測して作成した参考概略図である。現況とは異なる場合がある。



S≒1/100

建物間取図